

阿久比町公告第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、八ヶ谷配水場配水ポンプ更新工事について、制限付一般競争入札を次のように実施する。

令和8年10月21日

阿久比町長 田中清高

1 調達内容

(1) 工事名

八ヶ谷配水場配水ポンプ更新工事

(2) 路線等の名称

八ヶ谷配水場

(3) 工事場所

知多郡阿久比町大字矢高字樺西地内

(4) 工期

令和10年3月15日まで

(5) 工事の概要

No.2 配水ポンプ設置・撤去 N=1 式

No.2 吐出弁設置・撤去 N=1 式

No.2 ポンプ盤機能増設 N=1 式

(6) 入札方法等

ア 電子調達システムの利用

本公告に係る工事は、競争参加資格確認申請書の提出及び入札の手続をあいち電子調達共同システム（CALS／EC。以下「電子調達システム」という。）で行う（以下「電子入札」という。）。

イ ポータルサイト

電子調達システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

ウ 実施方法

電子入札の実施については、阿久比町電子入札取扱要領（以下「電子入札要領」という。）及び阿久比町制限付一般競争入札要領により行う。電子入札要領、契約条項及びその他書類等は、阿久比町ホームページより入手できる。

URL <http://www.town.agui.lg.jp>

エ 紙入札について

IC カードの再取得手続中等、電子入札要領 8 条の規定に該当し紙入札での参加を希望する者は、電話で連絡し指示を受けるものとする。

2 競争参加資格

本件工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 阿久比町が発注する建設工事のうち、令和 8・9 年度の機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者で、競争入札参加申請書（様式第 1 号以下「確認申請書」という。）の提出日から当該工事の入札日までの間に、阿久比町指名停止等取扱要領に基づく指名停止処分若しくはそれに準ずる処置を受けていないこと。
- (2) 確認申請書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「阿久比町暴力団排除条例（平成 23 年阿久比町条例第 20 号）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 確認申請書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「阿久比町が行う契約などからの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）第 3 条の規定により、機械器具設置工事業並びに水道施設工事業について建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 技術者等の配置について
 - ア 建設業法第 26 条の規定する技術者を専任で配置できること。
 - イ 配置予定技術者は、所属建設業者と公告日以前に 3 箇月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 単体の企業にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - ア 令和 8・9 年度の阿久比町における入札参加資格の認定において、愛知県内に、本店、支店又は営業所を置き、当該本店、支店又は営業所において契約の締結の権限を

有する者を置いている者は、経営事項審査に係る最新の総合評価値が機械器具設置工事業につき900点以上かつ、水道施設工事業につき800点以上であること。

イ 国、地方公共団体、公団、公社等が発注する本件工事と同種又は類似の工事について、資格確認申請書を提出する日前10年間に、次に掲げる（ア）及び（イ）を満たす工事の元請として完了した実績があること。

（ア） 1件あたり請負金額 金5,000万円以上

（イ） 上水道施設における配水ポンプの新設又は更新を含む工事

(9) 建設共同企業体でないこと。

3 確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により確認申請書を提出しなければならない。期限までに確認申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(1) 提出期間

公告の日から令和8年10月27日（火）までの間の電子調達システム利用時間

(2) 提出方法

電子調達システムにより「確認申請書」に必要事項を入力して、関係資料を添付して提出する。関係資料は、電子調達システムの入札情報サービスサブシステムよりダウンロード（「ポータルサイト」→「入札情報サービス」→「入札公告」→「調達機関・阿久比町・検索」→「該当工事名をクリック」）したファイルを使用し、添付するファイル名は、「＜会社名＞申請資料」とすること。なお、ファイル形式を変更することは認めない。

(3) 確認通知

電子調達システムにより、令和8年11月4日（水）に競争参加資格確認通知書を発行する。

(4) 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと決定された者は、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、令和8年11月13日（金）までに書面（様式第3号）を提出して行わなければならない。

ウ 書面は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 説明を求められたときは、令和8年11月26日（木）までに説明を求めた者に対し回答書により回答する。

オ イの提出先は、次のとおりとする。

総務部 検査財政課

(5) その他

必要に応じて、書類等の提出を求める場合がある。

4 設計図書等の閲覧等

(1) 設計図書等の閲覧は、次により行う。

ア 閲覧期間

公告の日から令和8年11月16日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 閲覧場所

建設経済部 上下水道課

(2) 設計図書等の有償配布は、次により行う。

設計図書等の有償配布を希望する者は、その旨を工事発注担当課(建設経済部上下水道課)に申し出ること。

ア 配布期間

公告の日から令和8年11月16日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

建設経済部 上下水道課

ウ 配布方法及び価格

光ディスク(CD-R)にPDF形式で記録したものを1枚あたり100円で有償配布とする。

5 設計図書等に対する質問等

設計図書等に対する質問及び回答は、次により行う。ただし、確認申請書提出のための質問及び工事内容の確認に対する回答は、この限りではない。

(1) 質問受付期間

令和8年10月22日(木)午前9時から令和8年11月19日(木)午後4時まで。

(2) 方法

電送により受け付ける。(E-mail : suido-komu@town.agui.lg.jp)

(3) 回答

令和8年10月22日(木)から令和8年12月1日(火)まで阿久比町ホームページにて順次回答

6 入札書及び工事費内訳書の提出方法

入札書及び工事費内訳書の提出は、次により行う。

(1) 期間

令和8年11月27日（金）午前9時から令和8年12月1日（火）午後4時まで。

(2) 方法

電子調達システムにより提出すること。

添付する内訳書のファイル名は、「＜会社名＞工事費内訳書」とすること。

(3) 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数

3回までとする。

落札者が決定しない場合は、町は最低入札価格を提示した者と随意契約の交渉を行う。

ただし、この者と交渉が成立しない場合は順次、次点の者と交渉を行う。

(5) 工事費内訳書

入札参加者は、入札書提出に併せて、入札金額と同額の工事費内訳書を提出（添付）すること。

7 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年12月2日（水）午前9時30分

(2) 場所

阿久比町役場 総務部 検査財政課

(3) 開札の方法

開札は開札日時に開札場所で電子調達システムにより行うため、入札参加者は立ち会う必要はない。

(4) 再入札の通知

再入札になった場合は、電子調達システムにより再入札通知書で通知する。

再入札受付開始予定時間は、入札日（令和8年12月2日（水））同日中を予定する。

再入札の場合は、工事費内訳書の提出（添付）は必要ない。

8 落札者の決定

落札者の決定は、電子調達システム又は書面により通知する。

9 その他

(1) 入札保証金

阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号。以下「規則」という。）第11

条の規定により免除する。

(2) 予定価格

事後公表（落札決定後、公表するものとする。）

(3) 落札者の決定方法

ア 契約規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 落札候補者の入札価格が調査価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、阿久比町低入札価格調査実施要領（以下「低入札価格等実施要領」という。）に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。この場合は、電子調達システムより入札参加者へ入札保留の通知をする。

エ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

オ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、それ以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

カ 低入札価格調査を行うことになった場合は、調査価格基準を下回る入札を行った者（以下「低入札価格入札者」という。）すべてに対し、開封後の令和8年12月2日（水）中に低入札価格調査に係る調査書類の提出について連絡するものとし、低入札価格入札者は、調査書類を作成して、令和8年12月7日（月）午後4時までには上下水道課へ持参しなければならない。

調査書類の作成にあつては、低入札価格調査等実施要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程については、改めて連絡又は通知をする。

(4) 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件は次のとおり定める。

ア 阿久比町公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

イ 契約約款第36条第1項に規定する前払金が出る額は、請負金額の10分の2以内とすること。また、契約約款第36条第5項に及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

ウ 契約約款第43条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

エ 契約約款第11条第1項第2号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、競争参加要件を満たす技術者1名を専任で配置する。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うこと。

(5) 契約保証金

ア 契約者は、規則第33条の規定に基づく契約保証金を納めなければならない。

イ 契約者が、次の各号いずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

(7) 保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(4) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約保証金の納付は、規則第34条第2項の規定により、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。

エ 契約の保証の方法を確定したうえ入札に参加し、落札者は速やかに契約保証方法通知書（様式第6号（単体企業））を提出し、契約予定日までに保証を付さなければならない。

なお、書類の提出先は上下水道課とする。

オ 落札者が保証を付さなかった場合は、この契約を締結しない。

(6) その他の条件

ア 契約書の作成を要すること。

イ 入札参加者は、地方自治法、地方自治施行令、規則、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

ウ 落札者は、契約の締結にあたって、契約約款第46条各号に該当しないこと。また、これに該当する者を下請負人とししないこと。

エ 入札参加者が1者のみの場合でも本入札は有効とする。

オ 確認申請書に虚偽の記載をした場合には、阿久比町指名停止要領に基づく指名停止処分若しくはそれに準ずる措置を講ずることがある。また、該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

カ 確認申請書の提出時に、配置予定技術者が特定できない場合は、複数（3名まで）の候補者を記入できるものとする。

キ 受注にあたっては、町内の地元企業への工事の下請負だけでなく、地元産の資源を

積極的に活用するよう受注者に協力を要請する。このことは、適正な競争性のもとに、公正性を確保しつつ、本町の地元企業・産業の受注機会の拡大と地産地消の推進を図るものであり、いたずらに町外企業を本工事から排除することを目的とするものではなく、また、町が受注者にこの方針の実施を強制や条件とするものではない。